

総 行 情 第 33 号

平成 29 年 5 月 19 日

各 都 道 府 県 知 事
（個人情報保護担当課・情報政策担当課・市区町村担当課扱い）
各 指 定 都 市 市 長
（個人情報保護担当課・情報政策担当課扱い）

） 殿

総務省大臣官房地域力創造審議官

（ 公 印 省 略 ）

個人情報保護条例の見直し等について（通知）

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 65 号）及び「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」（平成 28 年法律第 51 号。以下「行政機関個人情報保護法等改正法」という。）が平成 29 年 5 月 30 日から施行されます。

個人情報保護条例の見直しについては、従前、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）等の内容を踏まえることとされています。

また、今回の個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正（以下「法改正」という。）等を踏まえ、基本方針が一部変更され、個人情報保護条例の見直しに当たって、「特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる」ことが記載されました。このため、地方公共団体においては、法改正等の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、個人情報保護条例の見直しに取り組むことが必要です。

また、「官民データ活用推進基本法」（平成 28 年法律第 103 号）において、官民データ

活用の推進に関し、国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保（第19条）等が規定されたところです。

こうした動き等を踏まえ、総務省では、法改正を踏まえた個人情報保護条例の見直しに向けた検討が円滑に行われるよう、平成28年9月から「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」（座長：宇賀克也 東京大学法学政治学研究科教授。以下「検討会」という。）を開催し、条例の見直しの方向性を検討してきました。今般、検討結果が取りまとめられましたので、その内容を踏まえ、貴都道府県・指定都市におかれましては、個人情報の保護を図りつつ、その適正かつ効果的な利活用を積極的に推進していく観点から、下記の点に留意の上、保有する個人情報の適正な取扱いの確保のために必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

また、都道府県にあっては、管内の市町村等（特別区並びに一部事務組合及び広域連合を含み、指定都市を除く。）に対し、本通知の周知をお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 個人情報保護条例の見直し

法改正等を踏まえた個人情報保護条例の見直しに当たっては、主に以下に掲げる事項に留意すること。

1 個人情報の定義の明確化等

(1) 個人情報の定義の明確化

法改正により個人情報の定義が改正され、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することが明確化された。個人情報の定義を明確化することは地方公共団体及び住民にもメリットがあると考えられるため、個人情報保護条例においても、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正することが適当である。

また、個人識別符号として定めるべき符号は、それそのものから特定の個人を識別することができるものであり、保有者によって特定の個人を識別できるか否かの判断が異なることはないと考えられる。したがって、個人識別符号の定義については、個人情報保護条例においても、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法と

同じ定義にすることが適当である。

(2) 他の情報との照合

個人情報の定義について、多くの地方公共団体では行政機関個人情報保護法と同様に照合の容易性を要件としていないが、一部の地方公共団体においては、照合の容易性を要件としている。

この点について、地方公共団体についても、国の行政機関と同様に、行政に対する住民の信頼確保の要請等の観点から、個人情報の取扱いについて事業者（個人情報保護法）より厳格に規律する必要があると考えられる。したがって、個人情報保護条例においても、行政機関個人情報保護法と同様に、照合の容易性を要件とはせず、個人情報に他の情報との照合により特定の個人を識別することができるものを含むことが適当である。

(3) 死者に関する情報

地方公共団体には、個人情報を生存する個人に関する情報としている団体と、死者を含めた個人に関する情報としている団体がある。個人情報保護法第5条では、地方公共団体の責務として、その区域の特性に応じて必要な施策を実施することが規定されている。個人情報に死者に関する情報を含むことは、行政機関個人情報保護法の個人情報の保護の範囲を超えるものであり、死者に関する情報の取扱いについては、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、各地方公共団体において地域の特性に応じて適切に判断する必要がある。

2 要配慮個人情報の取扱い

(1) 要配慮個人情報の定義

改正前の個人情報保護法に基づき各主務大臣が策定したガイドラインや多くの地方公共団体において、いわゆるセンシティブ情報の収集が制限されていたことなどを踏まえ、法改正により要配慮個人情報が定義された。地方公共団体が保有する個人情報に関しても、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を明確にする必要性は変わらないため、個人情報保護条例においても、要配慮個人情報の定義を設けることが適当である。

また、法改正により要配慮個人情報と規定された情報について、その取扱いに特に配慮を要することは、地方公共団体が保有する個人情報についても異なることは

ないと考えられる。したがって、個人情報保護条例における要配慮個人情報の定義には、法改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当である。

(2) 個人情報ファイル簿等への記載

行政機関個人情報保護法の改正により、国の行政機関において、本人が自己に関する要配慮個人情報の利用の実態をよりの確に認識し得るようになるため、個人情報ファイル簿に要配慮個人情報の有無を記載することとされた。地方公共団体が保有する要配慮個人情報の取扱いについても一層の透明性の向上を図る重要性は変わらないため、地方公共団体においても、個人情報ファイル簿等（個人情報ファイル簿や個人情報取扱事務登録簿等のことをいう。以下同じ。）に要配慮個人情報の有無を記載することが適当である。

なお、一部の地方公共団体では、個人情報ファイル簿等が公表されていない。行政機関個人情報保護法において、個人情報ファイル簿を公表し、国の行政機関が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図るなどしている趣旨を踏まえ、これを公表することが適当である。なお、公表に当たっては、ホームページに掲載すること等、より簡便な手段で、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識できるようにすることが望ましい。

(3) 要配慮個人情報の収集制限

上記のとおり、現在、多くの個人情報保護条例においてセンシティブ情報の収集が制限されており、要配慮個人情報の収集制限を行うことは、行政機関個人情報保護法における個人情報の保護の範囲を超えるものである。このため、要配慮個人情報の収集制限については、収集制限を行う情報の範囲を含めて、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、各地方公共団体において地域の特性に応じて適切に判断する必要がある。

3 非識別加工情報の仕組みの導入

(1) 基本的な考え方

行政機関個人情報保護法が改正され、国の行政機関が保有する個人情報について、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障を生じない範囲で、非識別加工情報を事業者提供する仕組みが導入された。さらに、行政機関

個人情報保護法等改正法附則第4条第1項を受け、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」（平成29年法律第28号）が公布されたところである。

地方公共団体の保有する個人情報についても、その適正かつ効果的な活用は、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな生活の実現に資するものであると考えられる。また、官民データ活用推進基本法において、官民データ活用の推進に関し、国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保（第19条）等が規定されたところである。

したがって、官民を通じた匿名加工情報の利活用を図っていくため、個人情報保護条例においても、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障を生じないことを前提として、非識別加工情報の仕組みを導入することが適当である。

また、非識別加工情報の仕組みを導入する目的が官民を通じた匿名加工情報の利活用を図っていくことであることに鑑み、民間部門、国及び地方公共団体で匿名加工情報及び非識別加工情報の定義、加工の基準等は同等の内容であることが適当である*。

このうち加工の基準を定める際には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年個人情報保護委員会規則第1号）第11条に定める基準によることが適当である。

* なお、行政機関個人情報保護法では、非識別加工情報の定義及び加工の基準が個人情報保護法上の匿名加工情報の定義及び加工の基準と同じであることから、非識別加工情報は個人情報保護法上の匿名加工情報に相当するものとされており、非識別加工情報を個人情報保護法により規律される事業者が取り扱う場合は、個人情報保護法の規定に基づき匿名加工情報として扱われることとなる。このような考え方は、個人情報保護条例についても同様に当てはまるものと考えられる。

(2) 個人情報保護審議会等の役割等

個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法では、匿名加工情報及び非識別加工情報について、個人情報保護委員会が加工及び安全確保措置の基準等を定めること、及びその取扱いに対する監視・監督を行うことが規定されている。

地方公共団体においても、適切な加工及び安全確保措置を講じることの重要性に

鑑み、地方公共団体が加工及び安全確保措置の基準を策定するときに、個人情報保護に関する審議会等の附属機関（以下「個人情報保護審議会等」という。）に諮問し、意見を聴くことが適当である。

また、地方公共団体においても、適切な加工及び安全確保措置を確保するため、個人情報保護審議会等は地方公共団体における非識別加工情報の取扱いについて調査し、又は実施機関の諮問に応じ審議し、実施機関に対し意見を述べるができることとすることが適当である。

上記の個人情報保護審議会等による調査等に加えて、地方公共団体における非識別加工情報の仕組みでは、加工の専門性及び適切な加工を施すことの重要性に鑑み、地方公共団体は提案の審査に当たって有識者の意見を聴取することが望ましい。

なお、個人情報保護審議会等の構成員の確保については、個人情報保護審議会、行政不服審査会等について既に実績がある広域連合、一部事務組合、機関の共同設置、事務の委託などが解決策になり得ると考えられる。

(3) 個人情報ファイル簿の作成・公表

国の行政機関における非識別加工情報の仕組みでは、非識別加工情報に関する事項を個人情報ファイル簿に記載し、「電子政府の総合窓口」(e-Gov) で公表することとされている。非識別加工情報の作成に用いるものはデータベース化された情報である個人情報ファイルであるため、地方公共団体においても、個人情報の本人が非識別加工情報の提案対象となる個人情報ファイルを知り、事業者が円滑に提案のための準備作業を行うことができるよう、非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルに関して、個人情報ファイル簿を作成の上、ホームページに掲載することが適当である。

なお、個人情報の保有状況を明らかにするため、既に個人情報取扱事務登録簿を作成・公表している地方公共団体において、非識別加工情報の仕組みのために個人情報ファイル簿を新たに作成・公表する場合には、両者を作成・公表する負担を考慮し、個人情報取扱事務登録簿に代えて、個人情報ファイル簿のみを作成・公表することとするとも考えられる。一方で、個人情報取扱事務登録簿を個人情報の保有状況を明らかにするために引き続き作成・公表し、個人情報ファイル簿は非識別加工情報の対象となるものに限定して作成・公表することも考えられる。

(4) 非識別加工情報の作成対象情報

行政機関個人情報保護法では、保有個人情報のうち「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号。以下「行政機関情報公開法」という。）第 5 条に規定する不開示情報（同条第 1 号（個人に関する情報）を除く。）を非識別加工情報の作成対象から除外している。

このため、行政機関情報公開法と情報公開条例で不開示情報の範囲が異なる場合には、個人情報保護条例において、非識別加工情報の作成対象情報の範囲が狭くならないよう、情報公開条例の不開示情報の中に、非識別加工情報の作成対象とすべきものがないか、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら適切に判断する必要がある。

(5) 非識別加工情報の仕組みの円滑な導入

個人情報ファイル簿の作成を待つことにより非識別加工情報の仕組みの導入が遅れる場合には、当面、個人情報取扱事務登録簿により提案を募集することとし、提案前の事前相談において、非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルの内容を説明することも考えられる。

また、非識別加工情報の対象となる個人情報ファイルかどうかの判断を待つことにより非識別加工情報の仕組みの導入が遅れる場合には、当面、提案の審査時に当該判断を行うことも考えられる。

(6) 他の地方公共団体における非識別加工情報の利用に関する契約の解除

国の行政機関における非識別加工情報の仕組みでは、非識別加工情報の利用に関する契約を解除された者については、非識別加工情報の提案をすることができないとされている。契約を解除された者は、非識別加工情報を適正に取り扱うことができないと考えられることから、地方公共団体においては、自らの団体に加え、他の地方公共団体の条例の規定により非識別加工情報の利用に関する契約を解除された者についても、非識別加工情報の提案をできないこととすることが適当である。

このため、地方公共団体が、他の地方公共団体における非識別加工情報に関する契約の解除の有無を確認できるよう、当該解除に係る情報を総務省が収集及び提供できることとしたいと考えている。については、各地方公共団体においては、非識別加工情報に係る契約を解除した場合には、当該事実、提案事業者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、総務省に情報

提供されたい。この場合、「非識別加工情報に係る契約が解除された場合には、総務省及び関係地方公共団体に情報提供する」旨を事前に提案事業者に提示し、同意を得ておくことが適当である。

4 罰則について

個人情報の不正な提供等に関して、約3割の市区町村では罰則が設けられていない。「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成15年6月16日付け総行情第91号）でも、個人情報保護条例に罰則を設けることを積極的に検討することが望ましい旨を通知してきたところであり、これらの市区町村では、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえ、個人情報保護条例に個人情報の不正な提供等に関する罰則を速やかに設けることが適当である。

5 オンライン結合制限

個人情報保護条例におけるオンライン結合（通信回線を通じた電子計算機の結合をいう。）による個人情報の提供について、多くの地方公共団体では制限されているが、個人情報保護審議会等の意見を聴いた上で、公益上の必要があると認める場合などには、個人情報保護条例に基づきオンライン結合が認められている。

一方、行政機関個人情報保護法では、オンライン結合を禁止しておらず、地方公共団体においても、ITの活用により行政サービスの向上や行政運営の効率化が図られていることから、オンライン結合制限については、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、その見直しを行うなど、各地方公共団体において適切に判断する必要がある。

6 地方独立行政法人に係る取扱い

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）についても、基本的に行政機関個人情報保護法の改正と同様の改正が行われた。地方独立行政法人の個人情報に係る取扱いについても、その設立に係る同法人の性格及び業務内容に応じ、各地方公共団体が制定する個人情報保護条例において所要の規定を整備する等、適切に対応する必要がある。

第2 その他

1 非識別加工情報に関する技術的な支援

非識別加工情報の仕組みでは、事業者から提案される加工方法の審査、加工の作業、加工後のデータ検証などについて、専門的知識が必要になるため、総務省・個人情報保護委員会は、非識別加工情報に関して情報提供を行うことや、地方公共団体からの相談に対応するなど、積極的に技術的な支援を行うこととしている。

2 一部事務組合及び広域連合

一部事務組合及び広域連合の中には、いまだに個人情報保護条例を制定していない団体が存在する。個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえ、これらの一部事務組合及び広域連合では個人情報保護条例の制定に早急に取り組むことが必要である。

3 情報公開条例の見直し

行政機関個人情報保護法で非識別加工情報を提供する仕組みが導入されたこと等を踏まえ、行政機関情報公開法も改正され、非識別加工情報並びに非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号（以下「非識別加工情報等」という。）が不開示情報とされた。

これは、非識別加工情報の提供については、行政機関個人情報保護法で提供の仕組みが設けられている（同法第44条の12）こと等を理由としている。

したがって、情報公開条例においても非識別加工情報等を不開示情報とすることが適当である。なお、情報公開条例についても「条例改正のイメージ」を参考資料として添付している。

※ なお、個人情報の意義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の仕組みの導入等に関する行政機関個人情報保護法等の改正を踏まえ、個人情報保護条例等の改正を行う場合に考えられる改正後の条文イメージを「条例改正のイメージ」として添付している。この「条例改正のイメージ」は、個人情報ファイル簿の作成・公表について規定しているなど、個人情報保護条例に行政機関個人情報保護法と同様の規定を置いている場合を想定して作成している。

【問合せ先】

総務省自治行政局地域情報政策室

担 当：若林課長補佐、落合係長、鳥越事務官

電 話：03-5253-5525

E-Mail：tiikijouhou@soumu.go.jp

地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書概要

1. 背景

- ・情報通信技術の飛躍的な進展により、パーソナルデータの活用を適正に進めていくことが、官民を通じた重要な課題になっている。
- ・個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の導入等について、平成27年9月に個人情報保護法等改正法が、平成28年5月に行政機関個人情報保護法(行個法)等改正法が公布された。
- ・平成28年12月に官民データ活用推進基本法が公布・施行された。

2. 基本的な考え方

- ・個人情報保護法では、地方公共団体の責務として、法の趣旨にのっとり、その区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を実施すること等が規定されている。
- ・地方公共団体は、法改正の趣旨等を踏まえ、個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報保護条例の見直しに取り組むことが必要である。

3. 個人情報保護条例の見直しの方向性等

(1) 個人情報の定義の明確化

- ・指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正することが適当である。
- ・個人識別符号の定義については、行個法等と同じ定義にすることが適当である。
- ・行個法と同様に、照合の容易性を要件とはしないことが適当である。

(2) 要配慮個人情報の取扱い

- ・要配慮個人情報の定義を設け、行個法等の改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当である。
- ・個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報の有無を記載することが適当である。

3. 個人情報保護条例の見直しの方向性等(つづき)

(3) 非識別加工情報の仕組みの導入

- ・非識別加工情報の仕組みを導入することが適当である。また、非識別加工情報の定義、加工の基準等は行個法等と同等の内容であることが望ましい。
- ・加工等の基準を策定するときに、審議会等に諮問することが適当である。また、審議会等は非識別加工情報の取扱いについての調査等ができることとすることが適当である。
- ・個人情報ファイル簿をホームページに掲載することが適当である。
- ・小規模団体に対して、総務省・個人情報保護委員会は積極的に技術的な支援を行うことが必要である。また、専門的知識を有する構成員の確保については、審議会等の共同設置などが解決策になり得る。

(非識別加工の仕組みの円滑な導入)

- ・都道府県、指定都市などが積極的に非識別加工情報の仕組みを導入し、他の地方公共団体を牽引していくことで、全体として円滑な導入が期待される。
 - ・当面、個人情報取扱事務登録簿等により提案を募集することとし、提案前の事前相談において、非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルの内容を説明することや、提案の審査時に非識別加工情報の対象となる個人情報ファイルかどうかの判断を行うことも考えられる。
- (今後の課題)
- ・将来的には、地方公共団体共通の提案受付窓口や地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成を委託等できる仕組みを検討していくことも考えられる。

(参考) 検討会構成員

伊藤昭彦 東京都立川市行政管理部文書法政課長 佐藤一郎 国立情報学研究所アークテクチャ科学研究系教授
宇賀克也 東京大学大学院法学政治学研究所教授(座長) 田中延広 東京都生活文化局広報広聴部情報公開課長
大谷和子 株式会社日本総合研究所執行役員・法務部長 野中正人 山梨県富士川町政策秘書課長
岡村久道 弁護士、国立情報学研究所客員教授 【事務局：自治行政局 地域情報政策室】